

京都市告示第31号

京都市百井青少年村条例第12条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市百井青少年村の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都ユースホテル協会	京都市右京区太秦中山町2番地宇多野ユース・ホテル内	<ol style="list-style-type: none"><li>1 京都市百井青少年村条例第4条の規定による京都市百井青少年村（以下「青少年村」という。）の使用の許可に関すること。</li><li>2 青少年村における7月20日から8月31日までの夏期期間（以下「夏期期間」という。）に係る野外活動の指導に関すること。</li><li>3 夏期期間における青少年村の施設、附属設備及びその他の物品の保持及び安全に関すること。</li><li>4 前各号に掲げるもののほか、青少年村の管理運営に関し、市長が必要と認める事項</li></ol>

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)